

## 平成 23 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 23 年 4 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番		君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番		君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番		君
13 番		君	14 番	山本 友保	君
15 番		君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		君
37 番		君	38 番		君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（8 名）

5 番	梅本 秀幸	君	8 番	稲田 秀敏	君
12 番	井上 哲晴	君	13 番	松本 明博	君
15 番	森岡 一正	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 20 号 農地買受適格証明願（耕作目的）について
- 日程第 4 議第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議第 23 号 事業計画変更承認申請について
- 日程第 7 議第 24 号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
- 日程第 8 議第 25 号 くまもと農業バックアップ大作戦の取組みについて
- 日程第 9 議第 26 号 平成 23 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について
- 日程第 10 報告事項について
- 閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。今報道されております東日本の震災は深刻ですね。原子力発電所から 20 k m 圏内の畜産の牛が放浪してさろうて、今後の農業そのものに本当に気遣います。

また、新聞の経済面には日本の経常黒字が 8 割ほど減ったということと、電力不足等の問題で経済が停滞していることが記載されています。そして風評被害が大変ですね。外国からの旅行客も少なくなり、日本の農産物の輸入を控える動きがある。今後、本当に心配するのは日本が復興するのに多くのお金が掛かるということです。国会では国債を発行しないとか、消費税率を上げるとか言われていますが、復興には時間とお金が掛かるので不安を持っております。我々は天草の中には火力発電所があることは良かったと思っております。もし、原子力発電所があれば不安でどうにもたまらんわけであります。火力発電の煤煙によるある程度の被害はあると思いますが、電気は生活する上で一番大切なので仕方ないと思われます。

被災地の農地が一日でも早く復興して、元の暮らしに戻っていただければ本当に幸いと思います。皆様とともに心からのお見舞いを申し上げたいと思っております。

長くなりましたので、挨拶はこの位にいたしまして、総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） 本日は、5 番梅本委員、8 番稲田委員、12 番井上委員、13 番松本委員、15 番森岡委員、36 番小堀田委員、37 番戸谷委員、38 番森本委員の 8 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

---

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、4 番坂上眞守委員、6 番福本富人委員を指名いたします。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願いいたします。その後、農業委員より説明をお願いします。

主幹（中村政一君） 各申請案件について説明に入る前に、今月の総会から議案の作り方

が若干変わっております。その件につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、総会議案という2枚綴りの総会の審議件数一覧に総会で審議をいただく3条申請から事業計画変更までの部分と、総会の審議案件ではございませんけど今まで報告をしました許可不要案件から納税猶予関係の報告事項の分の集計も併せて付けるようにいたしました。それと審査資料も文字をできるだけ大きくさせていただきました。

一番重要な変更点は、今までワープロ・表計算ソフトで一から入力をして印刷しておりました農地法3条申請から事業計画変更まで、あるいは買受適格審査を、農地台帳システムを使用して作成し印刷するようにしたことです。

今までの総会議案と比べると全体的な文字の大きさが小さくなり、読みにくくなった点がございますが、今後この農地台帳システムを使用して議案を作成していきたいと思しますので、ご了承をお願い致します。

それでは3条案件について説明させていただきます。

主任(松村康平君) 1番について説明します。本渡町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、熊本市の さんより本渡町の畑 206.81 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。以下不許可要件には該当していません。

2番について説明します。楠浦町の譲受人 さんは、楠浦町の さんより楠浦町の田 1,569 m<sup>2</sup>、畑 153 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は水稻、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

3番について説明します。亀場町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、福岡県春日市の さんより亀場町の畑 1,273 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

4番について説明します。下浦町の譲受人 さんは農業経営規模拡大のため、下浦町の さんより下浦町の畑 1,576 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は果樹及び野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当してありません。

主任（吉田直哉君） 5番について説明します。有明町の譲受人さんは、農業経営規模拡大のため有明町の譲渡人さんより、有明町の畑561㎡のうち211㎡を売買により取得したいというものです。残りの350㎡については、分筆後、住宅及び農業用倉庫用地とするため、同じ申請人から転用の許可申請がっております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当してありません。以上です。

35番（松原高弘君） 35番松原です。1番について説明します。譲渡人さんは現在熊本市在住で一人暮らしで高齢のため農地の管理ができません。また、将来天草に帰ってくる予定もないため譲受人さんへ売買により譲り渡したいというものです。

さんは本渡で水稲・野菜を4反ほど栽培されており、現地は自己農地の隣接地で既に作付けされており特に問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので1番の件は原案のとおり可決いたしました。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。続きまして、2番の申請案件について私より説明をいたします。2番のさんとさんは親子関係でございまして、生前贈与になります。さんは水田を4反4畝、畑を4反5畝耕作しており権利取得者として適格でございますので何等问题はないと思われまます。審議をよろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明いたしました2番の件について、質疑はありませんか。

28番（川原昭雄君） 28番川原です。我々は農業委員でございますので、民法の用語を使わなければならないのですが、2番の申請理由の中で「親より受贈」という言葉は適当であるかどうかを事務局にお尋ねいたします。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、回答をお願いします。

主幹（中村政一君） 川原委員さんからのご質問でございますが、今までの議案には「贈与」という言葉しか使用していませんでしたが、これからは新しく導入しましたフィットファームというシステムを使い議案を作成していきますので、そのシステム内の項目から

申請の理由を選ぶこととなり「親より受贈」という言葉を使用しました。「親より贈与」という表記にしても分かると思いますが、今のところ「親より受贈」ということで、譲り受ける方の立場の理由を申請理由に記載させていただいております。

28番（川原昭雄君） 「親より受贈」の意味はよく分かります。しかし、生前贈与という言葉が法律上理解しやすいし、民法上ハイカラ言葉であるわけです。やはり適当な言葉を当てはめたほうが適当であろうと思うわけでございますので、皆さんのご意見を広く聞いていただくようお願いをいたします。

議長（鬼塚猛清君） 元の表記に戻すか県に問い合わせますか、事務局回答をお願いします。

主幹（中村政一君） 3条の許可申請につきましては、天草市農業委員会に許可の権限の事務委任をうけておりますので、県への進達する文書はございません。先ほども申し上げましたが、申請の理由は譲り受ける方あるいは借り受ける方の理由を記載しております。

「経営規模の拡大」などに対応する言葉といたしましては「親より受贈」という言葉は適当な言葉ではないかと思っております。ここの申請理由には特別法律用語を使用する必要はないと事務局では考えているところでございます。ちなみに、権利区分のところには正式な法律用語を使用させていただいております。

30番（小松信男君） 30番、小松です。法務局に出す場合は、「生前贈与」と書くわけですよね。だけど、許可書にも「生前贈与」と書いておかないとおかしかとじゃなかろうかと私は思うわけですよ。「親より受贈」ではどこの親からもろとっじゃろかとならせんかと思えます。「生前贈与」でよかつじゃなかでしょうか。つまらんですかね。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、回答をお願いします。

主幹（中村政一君） 先ほども説明しましたが、申請理由を生前贈与という表現にすることも可能ではあります。何万円か業者に支払ってシステムを修正することは可能です。ただ、生前贈与というのは第三者的な立場から見たところの権利の移動の状態だと私は思います。譲受人にとっては、親からもらったんですよという意味ですから、親より受贈が一番適当だと思います。まして、親より受贈という申請理由があって、一番左側に申請人の住所氏名が記載してありますので、ここで使用されている親というのはさんと特定されるわけです。もし申請理由に生前贈与と記載してしまいますと、逆に言うとさんが生きている間にさんに贈与があったということで、さんとさんの関係というのは地元の農業委員さんの説明の中で母親という表現がなされない限りなかなかわかりづらい状況になってしまうと考えます。

いずれにしても、農業委員さんのほうでこれは絶対変えるべきであるということであれ

ば、機械のシステムを変更することは可能であります。

28 番（川原昭雄君） 農業委員も司法書士も裁判所でも、生前贈与というのは親が生きた時に贈与するということは、認識済みなんですよ。「親より」とわざわざ付け替えんでも親ということは既に分かっているわけですから、そういう意味で親という言葉は使わんでよかったですよ。

主幹（中村政一君） 先ほど私の説明が少し不足していたのかもしれませんが、生前贈与というのは、生きてる人間から相続権がある人に贈与することを言います。ですから祖父母からあるいは兄弟からも贈与はできます。だから、「親より」と記載することで譲り渡し人との関係を特定できるのではないかと考えております。

議長（鬼塚猛清君） ここで皆様のご意見をもう少しお聞かせください。表現の仕方、記載の仕方についてご意見をお願いします。

4 番（坂上眞守） 4 番坂上です。贈与ということは与えるということなので、受ける方からの表現、譲ってもらう方の立場で記載するのであれば、親より受贈という表現でよいと思う。

議長（鬼塚猛清君） ここでは結論が出しにくいと思いますが、事務局はどういう表現をするべきなのかを県に尋ねてみてはどうでしょうか。次の総会の折にでも結果説明をお願いします。そういうところでほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、2 番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 3 番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

14 番（山本友保君） 14 番山本です。3 番につきまして説明します。場所は国道 266 号線に のバス停がございます。そこに信号機がございますけど、そこから左に曲がりまして約 100m 位行きますと という橋がございます。その先から今度は右へ曲がって約 100m 位行った左側の道上の畑でございます。譲渡人の さんは自衛隊員で、福岡在住で農地の管理ができないので、小作人で譲受人の さんが買い受けて野菜を作りたいとの申請でございます。 さんは、農協の に入っておりますし、勤めの傍らではありますが立派に農業従事しております。問題ありませんのでよろしく願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 3 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、3 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので3番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは4番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

11番(松岡健吾君) 11番松岡です。場所は、下浦の栖本トンネル入口の上の地域です。

譲受人さんは職業は大工、家はポンカンを中心に柑橘系を栽培されています。現在大工をしながらのみかん作りをしておりますけど、あまり大工の仕事がないので「これからはみかんにはまらんば」という気であるそうです。さんの畑はさんのみかん畑の横になります。みかんを広く作るという理由でさんの畑を譲ってもらう話が成立したそうです。特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、4番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので4番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは5番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

22番(浦上廣幸君) 22番浦上でございます。よろしくをお願いします。先ほど事務局から話があったように、譲渡人のさんは80歳を超えておられますし、家は元から地主でございまして沢山土地を持っておられます。その中で譲受人さんはさんの家の下、国道のすぐそばに家を建てておられるが、この家が老朽化しており約70年近く経っています。さんの子供は、本渡で就職しており家族で家を作って住みたいということでその土地を購入し、横の土地では野菜を作るということです。家の土地については後の5条申請で説明しますのでよろしくをお願いします。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、5番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので5番の件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長(鬼塚猛清君) 日程第3、議第20号、買受適格証明願(耕作目的)についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

主任(吉田直哉君) 1番及び2番について説明します。五和町のさんは経営規模拡大のため、楠浦町の畑612㎡と五和町の畑286㎡を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、住所地から農地までの距離については楠浦町の畑まで約 11km ありますが、県道から近く容易に通作できる距離と時間であります。五和町の畑は 10km 以内で容易に通作でき、取得後は野菜を栽培される計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は全て耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うということで、全部効率利用がなされると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

3 番について説明します。楠浦町の さんは経営規模拡大のため、楠浦町の田 2,047 m<sup>2</sup> を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付けされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは 1 番について担当委員より説明をお願いします。

1 番（鬼塚猛清君） 1 番、鬼塚です。1 番について説明いたします。 さんにつきましては後で山本委員に説明していただきますので、私は申請地について説明をします。

ご承知のとおり、亀川新田に旧浦田医院がございました。そこから私の家の横を通って本渡五和農協楠浦支所に通じるようになります。中間地点に田中畜産がありますけれど、その手前の牛舎から北に 300m 位行ったところでございます。上の方の畑は楠浦の優良な畑でございますけれど、申請地は法面が多く作付けできる面積は狭いです。そこに地縁者によって梅の木を 2、30 本植えてありました。細長いところです。面積が狭いので御領から来てわざわざ農業さすかなと疑問を持ったんですが、適格証明の願いが提出されましたので申請地の説明だけをさせていただきました。後は山本委員のほうからよろしく願います。

21 番（山本隆久君） 21 番、山本です。2 番について説明します。場所は御領幼稚園の斜め向かいのところですか。申請人の さんは 歳です。60 歳で会社を定年退職されて、現在農業にはまっておられます。経営面積 207.14a と手広く農業をされ認定農業者になっておられます。買受適格の問題はないと思います。以上でございます。

議長（鬼塚猛清君） それでは 1 番と 2 番の件につきまして質疑はございませんか。

20 番（原田康盛君） 1 番の件ですが、五和町から楠浦町まで 6 から 7km 位あるのではないのでしょうか。それだけの時間をかけ 700 m<sup>2</sup>位の耕作をして利益があるのだろうか、梅の木を栽培して利益があるのだろうかと考えます。

1 番（鬼塚猛清君） 梅の木は既に植わっており、草をきれいに刈ってあるので、採取だけは遠くても問題はないと私は思っております。梅の採取には、肥料と剪定と収穫くらい

の作業になると思いますので、これらの作業だと距離の問題はないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1番、2番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

1番（鬼塚猛清君） それでは3番の件について、1番鬼塚が説明させていただきます。今回の申請地については先月も買受適格証明願いが出ております。場所は楠浦の方原ダムの下にある眼鏡橋から300m行った所で、基盤整備された水田でございます。さんは に勤務しておられる方です。現在は畑を3,000㎡田が4,000㎡位自作されております。今設備の仕事が減ってきており、農業が忙しくなり農作業員を4、5名雇っています。今後も農業をがんばっていきたいということでした。よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、3番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） 1番について説明します。志柿町のさんは山林とするため、本渡町の畑933㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番の鶴田です。1番について説明します。字図と写真が別添資料にあります。場所は 山の中腹付近でございまして、入口から1km位入った登山道路の右横でございまして。この写真の の先には孟宗竹が植わっておりまして、また の先は植林してあります。所有者のさんは志柿町在住で高齢であるため植林したいという申請であります。別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件について、質疑はございませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 2 番について事務局より説明をお願いします。

主任 ( 松村康平君 ) 2 番について説明します。本渡町の さんは個人住宅とするため、本渡町の畑 187 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に住宅用地となっているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 3 種農地となっております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番 ( 松原高弘君 ) 35 番、松原です。2 番について説明いたします。申請人の さんは事務局説明のとおり、自己住宅を新築したいということです。現地の写真と地図は 3、4 ページに載っています。写真のとおり、住宅が建っており始末書が添付されています。お伺いしたところ、平成 17 年度に新築されており最近一部農地であることを知り、今回の申請となられたそうです。本人も大変申し訳なく思っているということでした。周囲は宅地化が進んでおり特に問題はないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ただ今説明がありました 2 番の件について、質疑はありますか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 3 番について事務局より説明をお願いします。

主任 ( 松村康平君 ) 3 番について説明します。本渡町の さんは個人住宅とするため、本渡町の畑 252 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に住宅用地となっているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 3 種農地となっております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番 ( 松原高弘君 ) 35 番、松原です。3 番について説明します。申請者の さんは事務局説明のとおり、宅地を拡張し増築したいというものです。給水は市水より、生活污水は公共下水道に流されます。場所と現地の状況は 5、6 ページに載っております。場所は の

近くで、写真を見ていただくと判ると思いますが、2年程前水田を埋め立て駐車場として使用されておりましたので始末書が添付されております。隣接農地の同意書、また区長の同意書も添付されており、特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは4番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。有明町の さんは農業用倉庫とするため、有明町の畑268㎡を転用したいというものです。既に農業用倉庫が建築されており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は農用地区域内農地となっております。農用地区域内の農地については原則不許可ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設にするために行なわれる転用については、農地法第4条第2項ただし書きにおいて許可できることとなっております。農用地利用計画における申請地の用途変更については、農業振興課農政係に確認をしております。隣接農地は申請人所有の水田以外はありません。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

24番（山田昭則君） 24番、山田です。4番について説明します。 さんは今回相続によって所有権を取得しております。写真の8ページを見ていただくと判ると思いますが、既に農業用倉庫が随分前に建てられております。当時、 さんのお父さんが許可申請をせずに建てられたので、今回改めて許可申請をしたということです。別に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第5、議第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。  
主任（松村康平君） 1番について説明します。本渡町の譲受人 さんは里道を拡張するため、本渡町の さんより本渡町の田 15 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明します。 さんは事務局説明のとおり公衆用道路として転用したいということです。別添資料9、10ページをご覧ください。自宅及び近隣の住宅への進入道路として幅員が狭く車両の通行に支障をきたしているため、申請地に舗装の工事を行い、進入道路を拡張したいということです。写真を見てもらうと判ると思いますが、入口を広くされましたので真ん中にある電柱は申請地の左隅に移転されます。雨水はブロック塀の下に側溝があり、そちらに流れるそうです。特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 2番について説明します。本渡町の譲受人 さんは貸駐車場とするため、本渡町の さんより本渡町の田 172 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。譲受人の さんは、貸駐車場として転用したいというものです。場所と現地の状況は別添資料の11、12ページをご覧ください。申請地は写真のとおり現在耕作をされていないため、近隣の方への駐車場を設置して土地の有効利用を図りたいということです。隣接に農地はなく特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長(鬼塚猛清君) それでは3番について事務局より説明をお願いします。

3番について説明します。本渡町の譲受人さんは山林とするため、熊本市の譲渡人さんより本渡町の畑953㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番(松原高弘君) 35番、松原です。3番について説明します。譲渡人さんは現在熊本市在住のため農地の管理ができず、また将来天草に帰ってくる見込みがないため、譲受人のさんに売買により譲り渡したいということです。現地の状況と場所は、別添資料の13、14ページに載っております。写真の右の方がさんの自宅になります。また、左のほうはさんの土地となっております。写真で見てもらうと判るとおり、20年程耕作放棄されて竹等が生い茂っているので今後必要な整備を行い、檜を植林し山林として管理したいということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長(鬼塚猛清君) それでは4番について事務局より説明をお願いします。

4番について説明します。楠浦町の譲受人さんは堆肥舎とするため、楠浦町の譲渡人さんより楠浦町の畑230㎡を贈与により転用したいというものです。すでに堆肥舎とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は農用地区域となっております。農用地区域であっても農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであれば、転用できることとなっております。ここに農業用施設が指定されています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

1番(鬼塚猛清君) 担当委員として説明をします。1番鬼塚です。場所から説明いたします。別添資料の15ページの位置図をご覧ください。を渡ったすぐのところを方向に行ったところになります。周囲は山になっており、上のほうだけが拓けているという場所に

なり、申請地までは3m幅の道が一本通っているだけになります。申請地を堆肥舎にしたいということですが、以前は楠浦の として唐芋を作ったりして兵隊さんに振舞ったりした場所でした。この辺は字図で判るとおり狭い土地を個人個人が持っています。堆肥舎の裏は本当に耕作放棄地であったんですけど、現在は草を刈ってあります。以前 が農地を借りたいということがあり、私と事務局で農地を案内して回りました。遊休化しているところが多く、作付けしてある土地の地番は 位でした。こういうところを借り受けて同意を取るのは大変という所です。そこに、 さんという方の土地がありました。 さんと さんは血の繋がりはありません。でも、昔、戦争時分から本当にお世話になっているとのことで、親子のような、またおじさん、おばさんというような付き合いとのことでした。 さんは子供さんが一人もいらっしゃいません。ですので、 さんが さんの面倒をみて同居しております。 さんは将来 さんに財産を譲るので、自分の面倒を頼むという気持ちでいるとのことです。その財産の一部を譲り受けて、 さんは堆肥舎を建築したわけです。始末書も添付されております。審議をよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明いたしました4番の件について、質疑はありませんか。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。3条で質問したとおり、申請物件の用語についてですが、申請者は今度も楠浦出身です。3条も楠浦出身で親から受贈、今度は贈与で書いてございますが、楠浦はこの二つの言葉を使い分けるのですか。

議長（鬼塚猛清君） 申請書はどうなっているのですか。事務局お願いします。

主幹（中村政一君） 先ほど川原委員が質問されたところは申請理由でございました。申請理由の中で、名義が変わった先の方の立場で申請理由を記載してあります。3条の場合は母親からの生前贈与でございました。権利の欄には所有権移転贈与と記載されています。5条の4番の場合は母親同然ではあるけれど、血の繋がりはない。法律的に言えば赤の他人。赤の他人からの権利の設定の表現は、所有権移転贈与となっております。事務局としては統一して取り扱っているものと考えております。

28番（川原昭雄君） これはなかなか複雑極まるどころと私は思うわけです。なぜならば、 さんに対して さんは養子にしているわけでしょ。戸籍上はもう既に名前こそ違えども親子関係になっておるわけでしょ。

1番（鬼塚猛清君） 親子関係にはなっていないと思います。同居だけなされています。

28番（川原昭雄君） そうすれば、これは司法上認められるわけですか。その場合は移転贈与という言葉を使いなさいというわけですか。これは農業委員もはっきりしておかないとなかなか厳しいわけですね。悩ましいことをあんまり使わんようにしなければ、わからんわけですよ。ハイカラ言葉ではなくて一定の用語を使わんと、これは贈与、これは受

贈とばらばらになる。統一しなければと私は思います。

議長（鬼塚猛清君） 事務局お願いします。

主幹（中村政一君） 川原委員さんに確認していただきたいのですが、3条申請の2番のところの一番右側から二つ目の列に権利の区分というところがございます。ご覧になられると判るとおり、ここには所有権移転贈与と記載してあります。続きまして、ただいま審議していただいております5条の4番の申請物件の列の下に、権利設定という欄があり権利設定の区別を記載するようになっております。そこにも所有権移転贈与ということで統一はされております。生きている人間から人間へ土地の権利が移る場合は所有権移転といえます。そして、その所有権移転をする方法の中に贈与とか売買とかいう区分がございまして、この二つをセットにして表現をしている言葉と捉えていただきたいと思います。

議長（鬼塚猛清君） これは事務的な用語であろうかと思えます。そういうことでご了解していただけますでしょうか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは5番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 5番について説明します。下浦町の譲受人 さんは通路、駐車場とするため、下浦町の譲渡人 さんより下浦町の畑 203 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。すでに通路、駐車場として利用されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（松岡健吾君） 11番、松岡です。場所は先ほど3条許可の4番で説明しました栖本トンネルの上の集落です。 さんのお父さんが昨年亡くなられてまして、土地を全部自分名義に変更しようとしたらおじの さんの名義の土地も含まれていることが判明しました。40年も50年も前から自分たちが占有しており、今回権利を明確にしたいということもあり許可申請をされました。始末書も添付してあり、特に問題はないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは6番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 6番について説明します。本町の借受人さんは自治区運動広場とするため、本町の貸渡人さんより本町の畑1,769㎡を貸借により転用したいというものです。既に運動広場とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。6番について説明をいたします。まず場所ですが、本町の に 神社がございますがこの 神社より500mほど西に行ったところがございます。借受人のさんは の であります。貸渡人の さんも同じ に住んでいますが、旦那さんが7、8年前に亡くなられて現在耕作放棄されている所でございます。しかし、上水道が本町に入るようになり申請地付近が中心的なところでもあります。配管の管を長い間置いたり、水道工事の際の廃土を置いたりして2枚の畑を1枚にされました。その当時の住民が今までに広い運動広場が無く大変困っていたということで、運動広場として土地を貸していただけないかと話が出て現在に至っておるわけです。図面は別添資料の19、20ページにありますけれど、20ページの下のほうに昨年の で別の場所で行った行事を掲載してございます。十五夜の綱引きは県道を利用したり、子供の相撲大会は消防の詰め所で行いました。町民体育祭でするゲートボールリレー、15人縄跳び、輪投げリレーなどの練習を の自治公民館の7m掛ける20mの小さい庭で行いました。、竹ノ輪回しは県道のなるべく勾配の無いところで練習をされたそうです。どうしても、福岡区の方が広い場所があるということで申請をされました。先ほど申しましたとおり、既に2枚の畑を1枚に埋めて広場として利用してありましたので始末書が添付してあります。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。丁寧な説明でしたけれど、一つ疑問に思っている点がございましてお聞きしたいと思います。本町の方にとっては運動広場は貴重であると思いますが、こういった広域の広場を作ることで、人が何十、何百人と集まり周囲の住民に迷惑というか害が出てこないか心配です。民家が何軒もあるので、人間の声とか好かんもんは好かんもんですけど、苦情がでていないかお聞きします。

議長（鬼塚猛清君） 倉田委員、今の質問に対して回答をお願いします。

18番（倉田喜一君） が 戸ありますが、隣接地の同意はとってあります。反対する話

については、区長さんに聞いたところでは全員の方が賛成だろうということで「今のところ運動広場を作って困るという話は一言もありません。」とのことでした。長い間雑草が生い茂り周辺の住民が困っていたところでもあり、広場とすることで年に何回か草引きをされ、かえって環境に良いのではないかと思います。

20番（原田康盛君）の方が全員一致で賛成であれば問題はないとは思いますが、面積が農地として広いので耕作放棄地を解消されれば耕作面積が増えてよいと思います。一度運動広場にすれば元に戻すには時間とお金が掛かるので、一応状況を聞いたところです。

議長（鬼塚猛清君）本町の というところは過疎地帯です。そういう中での運動広場とか老人が遊ぶ場も大切ではなからうかとも一理思います。大切な農地ではございますけれども。ほかに意見はございませんか。

14番（山本友保君）14番山本です。今書類をじっくり眺めていたのですけれど、貸渡人の土地が1,037㎡、借受人が732㎡ これ合計して運動広場として利用するわけですよ。

18番（倉田喜一君） と の2筆になっております。2筆とも さんの土地でございます。県道が図面に対して上になります。

主任（松村康平君）今回から様式が変わって見づらくなったと思います。今までは本町本字 外1筆と表示されていたと思いますが、今回からは一筆一筆表示されるようになりました。 、 は さん所有で合計1,769㎡を運動広場として利用されるというものです。

議長（鬼塚猛清君） さんの記載をもう一つ段を下に移行するか、 の横に を記入すればよかったと思います。ようわからんばってん。

主幹（中村政一君）さきほど農地台帳システムを使って議案を印刷すると簡単なご説明をした中で説明を漏らしておりました。今まではさきほど松村主任が説明しましたように、申請地の合計面積を一行に記載しておりました。それを今度のシステムでは申請地が1筆でなく3筆、4筆あるときは、一行に記載せずに一筆一筆の明細が分かるように筆ごとに記載するようになっております。そのためにさきほどご指摘いただきましたように、借受人の氏名の横に貸し付ける申請地が記載されて、 さんの所有地かと誤解をしやすいようになっておりますので、お詫びいたします。ただし、この件は農業委員の皆様にご理解いただきたいと思いますと考えています。5条許可申請の土地は全部転用申請物件なので、転用申請された土地だけが申請地の欄に記載されてきます。見づらい点は本当に申し訳ないと思いますけれども、ご了解いただきたいと思います。見づらいといいますと、例えば一番下の行になります9番の場合も同じように2筆の畑が所有権移転売買で移っております。ここには2行だけ表示されていて次のページには合計だけが記載されているということも起きてきます。私たちのほうで手で作っていく時は、このような場合は次のページにまとめて

記載することができるんですけど、機械で自動的に印刷をすると今回のように見づらい結果になります。わたしたちも色々な改善の要望を1年間かけてした結果で、なんとか今回の総会から使っていこうということになりました。見づらい点多々あるかと思いますが、ご理解とご協力をいただいでよろしく申し上げます。

14番（山本友保君） 14番、山本です。細かい事ですけど大変重要なことですので、発言します。さんはさんで、借受人でしょ。字が一字違ったりします。これは貸すという字ですね。借りるのは借という字です。コンピューターがどうしてこんなに間違うんでしょうか。

主幹（中村政一君） 申し訳ございません。これは私たちのチェックミスです。権利の移転のところが使用貸借とか賃貸借になれば、自動的に貸渡と借受となるように設定されているはずでした。譲渡と譲受のように所有権移転の場合はそういった表現になると一回チェックし、ある程度正常に動くようになったと思っていたのですが、確かにミスがございました。発見していただきありがとうございます。早速業者のほうに伝えたいと思います。改善をいたします。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは7番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 7番について説明します。佐伊津町の譲受人さんは農家住宅とするため、佐伊津町の譲渡人さんより佐伊津町の畑564㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第1種農地となっておりますが、農地法運用の第2の1のイの(イ)のcの(d)住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置するものであれば許可できるとなっています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。ただいま事務局より説明がありました。さんの土地ですけど、別添資料の21、22ページを見てもらいたいと思います。場所は から海岸を歩いて へ行く坂道を下ったところの左側です。写真を見てもらうと、上の写真の手前

にあるのが海岸のほうの広い道路で、その奥に昔からの小さな道路があるのですが、その上に今回の土地があります。ただ、この写真ではよくわかりませんが私が立っても届かない位の高い土手になっています。鉤型にU字溝が入っていてそこに汚水を入れるそうです。ここには下水道がきております。佐伊津は下水道工事の時に、農地でも自分でお金を出したら引いてくれている所が大分あります。そういうことで、ここも下水道は入っております。汚水・生活排水は下水道に流すそうです。近所の同意も取っておりますし、区長の同意も取っております。何も問題ないと思いますが、どうかよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 8番について説明します。有明町の譲受人 さんは、個人住宅及び農業用倉庫を建築するため、有明町の譲渡人 さんから有明町の畑561㎡の内349.97㎡を売買により転用したいというものです。既に農業用倉庫が建築されており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。次に一般基準ですが、隣接農地はありません。資力及び信用要件は資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（浦上廣幸君） 22番、浦上です。よろしくお願いいいたします。先ほど3条許可申請で説明しましたとおり、 さんの家には 歳になるお母さんが一人おられます。写真を見ていただければ判りますように、島子の国道の信号機から m入ったところでございます。この土地を売買して家族みんなで住みたいということでして、近所にも沢山家が建っており、下水から汚水まで何等問題ないと思われまます。またその中で、区長さんにも同意を取っておりますし、近所の方にも同意を取っておりますので何も問題ないと思われまますのでひとつよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番につきまして説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 9番について説明します前に、すみません、一箇所ですね9番について訂正がありますので挿入をお願いしたいと思います。9番の摘要欄に始末書という文字が抜けておりますので、挿入をよろしくをお願いします。失礼しました。それでは、9番についてご説明いたします。御所浦町の譲受人 さんは、現在自身が経営する旅客業、タクシーと旅客バスですが、現在の借地駐車場が手狭となり、営業所を申請地へ移転し新たに駐車場を設置するため、御所浦町の譲渡人 さんから御所浦町の畑1,431 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。既に という別紙の26ページの写真にある土地を、譲渡人の さんの方が以前みかん倉庫として無断転用されていたということで、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。資力及び信用要件は資金についての証明書が提出してあり適当です。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

なお、別紙の見取図配置図の25ページをご覧いただきたいと思いますが、下段に配置図をお示ししております。若干ちょっと見にくいので配置図について説明させていただきます。この配置図の申請地、黒枠で濃いめに囲んでおりますが、そこが小さい長方形のものが幾らか沢山並んでおると思っています。これは会社所有のバスやタクシー、あるいは従業員の車両ですね、それを駐車した姿です。それと、県道に隣接しております中央部分に半円形で記入しておりますが、これは車両、バスとかが申請地付近で乗り降りを安全に行うためにここに進入をする場所、バスの通路部分になります。以上で説明を終わります。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

23番（平岡秀樹君） 23番、平岡です。今粗方説明していただきましたので、半分くらい説明が済んだような気がします。図面の25ページ写真の26ページの説明をいたしたいと思っております。は本当に狭い土地であります。ここには既にみかん用倉庫が建てられましたので始末書を添付していただきました。配置図につきましてはただいまご説明してもらいましたので、よろしいかと思っております。側溝がぐるっと取り囲んでおりまして、給水の方は市水道より給水し、雨水生活排水また洗車水につきましては側溝の方へ排水となっております。雨水被害防除については、整地の際に土砂が流出しないよう留意して施工するというごさございました。御所浦では一等地かと思われませんが、配置図のとおり沢山の車を入れなければならないという観点から広い農地ではございませぬけれど、タクシー3台

ジャンボタクシー2台、マイクロバス1台小型マイクロ4台、従業員社長含めて10台の自家用車を駐車するにはぎりぎりかなと思うくらいの土地でございます。あと何等問題は見当たりませんでした。よろしくご審議お願いしたいと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第6、議第23号、事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） 事業計画変更承認申請について説明します。ここは昨年11月に5条申請が出され12月に許可された案件です。譲受人であります さんは本渡町の さんより資材置場を目的として転用され倉庫を建設する計画で許可がありました。別紙図面27ページの変更前のところで、写真は28ページになりますが、今回倉庫建設からプレハブ倉庫設置に変更したいということで、事業計画変更承認申請となりました。別紙図面の27ページの変更後のところです。当初の目的を達成されなかったので始末書が添付されています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。ただいま事務局より説明がありました、事業計画変更承認申請について説明いたします。申請者の さんは、事務局説明のとおり昨年11月に転用申請され資材置場と計画されていた倉庫の設置からプレハブ倉庫の設置への変更です。事情を聞いたところ、建設資材の高騰、及び工事受注が減少し設備投資ができなくなったとのことです。当初の計画どおりできなかったため、始末書がついております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました事業計画変更承認申請について、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第7、議第24号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第24号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の楠浦町の さんの所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が6件、再設定の計画が10件で、総面積は35,583㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありました。各担当委員より補足説明はありますか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは17件の計画について質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第8、議第25号、くまもと農業バックアップ大作戦の取組みについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

主幹（中村政一君） 日程第8、議第25号「くまもと農業バックアップ大作戦」の取組みについてご説明いたします。

まず、資料をめくっていただきまして、1ページが平成22年度の実績の取りまとめになります。時間の関係もございますので読み上げはいたしません。3つの作戦チーム毎に「取組み実績（いつ、何をした）」と「成果や目標に対する進捗状況」について記載しています。下の枠は各チーム毎の取組みの課題や、今後の方向について記載しています。

2ページから3ページが、天草町で実施いたしました耕作放棄地解消活動の報告になります。天草市農業委員会の代表的な活動として報告をする予定にしています。

以上の2つの取組み実績と前回総会までに提出いただきました、活動記録カードの取りまとめ表を県に提出することになります。

4 ページと 5 ページが詳細な実績の記載になります。平成 22 年度はくまもと農業バックアップ大作戦の前期計画の最終年でしたので、5 ページが各チーム別の年度別計画数値とその実績を一覧にした表になっています。

担い手作戦チームの 認定農家の掘り起こし、については 3 年間で 25 人を目標にしていますが、平成 20 年度実績が 5 人、平成 21 年度実績が 2 人、平成 22 年度実績は 4 人ということで、3 年間で 11 人が前期の実績になるというものです。数字ばかり並んでいて非常に見にくいとは思いますが、一覧表でまとめたものでございます。その右の列に活動内容や結果についてのまとめをそれぞれ記載しています。

5 ページが平成 22 年度各チームの目標別の地区別実績の表になります。例えば、先ほどと一緒に担い手作戦チームの一番上にある認定農家の掘り起こしは、目標としては支所管轄区域で 1 つの経営体を掘り起こそうという目的だったわけですけど、本渡地区、有明町地区で 1 つずつ、新和町で 2 つの経営体を今年度は掘り起こして 4 経営体となったという見方をさせていただくことになります。

参考資料として 6 ページから 9 ページに各チームの編成表と計画を添付しています。

本日は、平成 22 年度分として県に報告を行なう実績について、ご審議をお願いいたします。

また、平成 23 年度以降の計画については、前期までの実績を踏まえて来月にご審議、決定をお願いいたしますので、本日の資料はお持ち帰りのうえ熟読をお願いいたします。

以上で事務局の提案を終わります。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました、取組実績について委員のみなさんからはご意見はございませんか。

（意見なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご意見がなければ、このとおり報告させてよいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（鬼塚猛清君） これまでの反省を踏まえて平成 23 年以後の活動計画を作成していただくことになりますので、各チームにおかれましては今後の目標設定についてもご検討をお願いしたいというものです。そういうことでよろしいですか。

（はいの声あり）

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第 9、議第 26 号、平成 23 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

主幹（中村政一君） 日程第 9、議第 26 号、農業委員会活動の目標及びその達成に向けた

計画についてご説明いたします。提案をいたしますのは、平成 22 年度の実績の点検・評価の案と平成 23 年度の活動計画案です。

1 ページが法令事務に関する点検です。総会等の開催及び議事録の作成について から まで をつけることで結果を表示しています。以前に通知がありました適正な事務の実施についての指導に基づき、適正に実施しています。

2 ページが事務に関する点検です。 が 3 条申請に関する結果で、1 年間で 68 件の申請があり、点検項目ごとに実施状況を記載しています。是正措置欄に記入がないのは、指導に基づき適正に実施をしているためです。

が農地転用に関する事務で、農地法 4・5 条に関する事務の内容で、合わせて年間 141 件を処理しています。点検項目と具体的な内容欄は と同様です。

3 ページの 遊休農地に対する指導等につきましては、平成 22 年度当初計画では何も定めてはいませんでしたが、農地利用状況調査と位置づけて、昨年実施いただきました農地パトロールの結果をふまえて、所有者又は管理者の方に意向調査を行ったり、指導した結果改善された実績を記載しています。

が農業生産法人からの報告への対応についてです。平成 21 年の法改正で変更された様式等を送付していますので、今後は適正に対応していきたいと考えています。

4 ページから最後の 9 ページが促進等事務に関する評価で、先ほどの議題にありました「くまもと農業バックアップ大作戦」の活動内容や実績と重複するところが多いため、混同しやすいですが、この「目標及びその達成に向けた活動」は、天草市全体での目標と計画になります。農業委員会が関与するものだけを計上するバックアップ大作戦と実績や目標数値が異なっています。

1 が認定農業者等担い手の育成及び確保です。1 番目の現状欄ですが、農家数と主業農家数が 2005 年農林業センサスの数値で、認定農業者数が平成 21 年の経営体数になります。

に平成 22 年度の実績を記入していますが、平成 22 年度末の認定農業者数が 418 となっており、76 経営体が減少しています。主な減少理由は、認定期間終了が 200 戸程度あり、高齢化や認定のメリットを見出せないという理由で再認定の申請をしなかった農家が 3 分の 1 ほどあったということです。その結果を受けて、 では計画どおり増加に向けた活動は行なったものの、 で増加目標数に対して「実態を踏まえた目標値の再検討が必要」としています。

5 ページの 2 担い手への農地の利用集積についても、認定農業者の全体数が減少していますので、487ha の減少となっています。

6 ページが 3 耕作放棄地の解消に関した部分です。目標は 6ha の解消でしたが、国、県

の補助事業の活用や農業委員さんのご努力によって 19.3ha が解消されています。その内訳を の活動実績欄に記載しています。

7 ページが違反転用への適正な対応ですが、この実績に記載していますのは農地転用申請の中で始末書を添付して申請された事例を計上しています。

8 ページの上部が農地パトロールに関する記述で、下段が農地情報に関する記載です。

9 ページには何も記載はありませんが、「地域の農業者等からの意見等」と「地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定」とありますように、先ほどから説明をいたしております点検・評価の案を農業委員会として決定いただいたうえで、その案をホームページ等で 30 日以上公表し、意見があったらその意見を踏まえた上で、再度農業委員会の決定を行なうことという国からの通知があります。本日は、公表する点検・評価の案を提案いたします。

続きまして、平成 23 年度の活動計画についてです。別綴りになっております、平成 23 年度の目標及びその達成に向けた計画案についてをご覧ください。

この活動計画につきましては、記載する様式及び内容が今年度から変更になっています。

1 ページが法令事務の遊休農地に関する措置を定めることとなり、平成 22 年度の農地利用状況調査で判明した遊休農地の内、解消されていない面積 26ha の半分を解消目標に計画しています。

2 ページからが促進等事務についての計画で、認定農業者等担い手の育成及び確保で、現状の数値は本日の参考資料として添付しております 2010 農林業センサスの数値と、平成 23 年 3 月末の認定農業者のデータを使用しています。 の計画案で、本年再認定の対象農家 92 戸の内、減少を最小に抑え、新規認定者を掘り起こし、全体の減少数を 20 経営体に抑えるという計画で、認定事務を担当している農業振興課との打合せのうえ記載しています。

3 ページが担い手への農地の利用集積で、認定農家 1 戸当たりへの農地利用面積を増加させることにより、全体の集積面積を維持しようというものです。

4 ページが違反転用への適正な対応に関する計画です。今後は解消が難しいケース等については、県と連携を取りながら指導を強化していくというものです。この計画案も同様に公表し、意見を求め、再度審議いただくこととなります。

また、参考資料として 2010 農林業センサスの結果表を添付しています。いろいろな面でご活用いただけたと思いますので、後をご覧ください。

最後に、繰り返しになりますが、本日決定いただきました点検・評価案及び計画案を市のホームページに 30 日間掲載し、意見を求めた後、再度 6 月総会で審議いただき最終決定

を行う必要があります。

以上で事務局の提案を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました平成 23 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてなにか意見はございませんか。

28 番（川原昭雄君） 各委員会の構成がなされていますので、委員会を開いて検討すべきでしょうね。適当な日に。

議長（鬼塚猛清君） 全員出席の中で検討すべきか、チームの会長と副部長だけで検討すべきですかね。私の意見は、事務局の案を市民にも見て意見を出していただくと同時に農業委員の皆様にも検討していただいて 6 月の総会で結論を出すといいのではと思います。本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 10、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主幹（中村政一君） 今月は賃貸借の合意解約が本渡地区で 2 件あり、使用貸借の合意解約が 1 件ありました。許可不要の届けと利用形状変更届けについてはございませんでした。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。

午後 4 時 20 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清  
署名委員 飯上真守  
署名委員 福本高人